

鳥栖市人権教育・啓発基本方針（改訂）について

1 目的

鳥栖市人権教育・啓発基本方針の策定（平成21年3月）から平成30年度末で10年となる。この間、人権問題に関係する法律が新たに施行されるなど、社会情勢や世界的な動向が変化し、人権問題は複雑・多様化してきている。

このような状況変化に的確に対応し、昨年度見直しが行われた「佐賀県人権教育・啓発基本方針」との整合性を図りながら、各種人権課題の解決を目指すため、方針の見直しを行う。

2 期間

平成30年度に実施

3 見直し内容

- ① 同和問題：「部落差別解消推進法」（平成28年12月16日施行）
- ② 障害者に関する問題：「障害者差別解消法」（平成28年4月1日施行）
- ③ 外国人に対する人権問題；「ヘイトスピーチ解消法」（平成28年6月3日施行）
- ④ 患者等に関する問題
- ⑤ 犯罪被害者等に関する問題
- ⑥ 性的指向・性自認等に関する問題
- ⑦ インターネットによる人権侵害
- ⑧ その他の人権問題